令和5年12月25日

第 181 回 遠野市農業委員会総会議事録

第181回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年12月11日

告 示 番 号 遠野市農業委員会告示第20号

会議年月日 令和5年12月25日

会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室

出席委員 1番田中ナオ子、2番菅田ツヤ子、3番多田靖志、4番藤田優一、

5番 菊池秀樹、6番 古屋敷德夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、

9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、13番 佐々木泰文、

14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、17番 河内克倫、

18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義

欠席委員 12番 菊池陽佑

会議に出席した職員 事務局長 菊池正浩

事務局次長兼

農業振興係長 菊 池 達 紀

農 地 係 長 多 田 由香子

本 日 の 案 件 第181回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出 について

議案第52号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する 可否決定について

議案第53号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否 決定について

議案第54号 農用地利用集積計画の決定について

議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい て

議案第56号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について

議案第57号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第58号 非農地判断に対する可否決定について

開会時刻 午後1時30分

議長 ただいまから総会を進めてまいりますが、開会宣言をする前に、遠野市農業委員会 憲章の朗唱を行います。皆様ご起立願います。先唱を6番、古屋敷徳夫委員にお願い

します。

(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)

議 長 ご着席願います。

【会議成立宣言】

議 長 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第181回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、12番、菊池陽佑委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。

【会長報告】

議 長 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過 報告書をご覧いただきたいと思います。

11月28日から12月8日まで、令和5年12月遠野市議会定例会の方に参加してございます。なお、参加したのは11月28日の本会議、12月4日から6日までの本会議、一般質問でございます。一般質問者は15人、4日が6人、5日が6人、6日が3人ということになってございます。それから8日の本会議、閉会の方に出席してございます。以上です。

【事務事業経過報告】

議 長 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局から説明を願います。

事務局長 事務事業経過報告書に基づいて説明いたします。

11月27日、第14回遠野市農林水産振興大会が開催されております。

11月27日から12月4日にかけて、令和5年度農地相談会が開催されております。

11月30日、遊休農地解消活動としてエゴマ選別・水洗い作業を行っております。

12月7日、農地法等申請締切日となっておりました。

12月12日、令和5年度女性の活躍現地研修、いわてポラーノの会第3回理事会の方に小向委員が出席してございます。

12月14日、農地転用等現地確認を行ってございます。

12月19日、地域計画(小友地区)話し合いに向けた関係者打ち合わせを行っております。

12月20日、遊休農地解消活動としてエゴマ搾油依頼を行っております。

12月21日、令和5年度第9回運営委員会を行っております。

12月25日、本日は、第181回遠野市農業委員会総会、その後、第5回農地利用最適化推進検討会が開催されます。

12月26日以降の主な行事予定は記載のとおりでございますが、2点説明いたします。 1月16日、農地転用等現地確認を行う予定です。年間計画では15日の予定でしたけれども、事務局の方の都合もありまして、予備日をあてて16日に行いますので確認お願いいたします。

1月22日、第10回運営委員会は通常であれば午後開催でございましたが、午前10時からの開催となりますのでお願いいたします。

以上で説明を終わります。

【報告事項】

議 長 次に、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局からその内容の説明を願います。

事務局長 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。 1ページから3ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出について、 遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は13件です。

内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したもので、番号7番は母が、番号8番と13番は妻が、その他の番号は子が相続しています。

今後について、番号1番と2番、同一の子が相続しており、1番の田は貸付、畑は保存管理されています。番号2番の田は貸付、畑は保全管理されていますが、1筆が 荒地化しているため農地パトロールリストに登録しました。

番号3番から番号5番まで、自己管理。

番号6番、自己管理ですが、畑1筆が荒地化しているため農地パトロールリストに登録しました。

番号7番、保全管理されていますが、畑1筆が荒地化しているため農地パトロール リストに登録しました。

番号8番、一部貸付、一部自己管理、畑1筆が荒地化しているため農地パトロールリストに登録しました。

番号9番、不耕作となっているため、経過を見ていく必要があります。

番号10番、田は自己管理、畑は非農地判断済みとなっています。

番号11番、一部貸付、一部自己管理、荒地化が見られる4筆を農地パトロールリストに登録しました。

番号12番、一部貸付、残りは畦畔等です。

番号13番、一部貸付、保全管理が行われています。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの事務局からの報告にご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からその内容の説明を願います。

事務局長

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。4ページからです。 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解 約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数 は12件です。

番号1番、賃貸人が別の方に貸すため、賃借人は賃貸人の申出により、合意のもと解約するものです。

番号2番から4番まで、同一の賃借人が耕作をやめるため、賃貸人は賃借人の申出より、合意のもと解約するものです。

番号5番、賃貸人が土地売却のため、賃借人は賃貸人の申出により、合意のもと解約するものです。

番号6番、賃借人が耕作をやめるため、賃貸人は賃借人の申出により、合意のもと解約するものです。

番号7番、賃貸人が土地売却のため、賃借人は賃貸人の申出により、合意のもと解約するものです。

番号8番、賃借人が耕作をやめるため、賃貸人は賃借人の申出により、合意のもと解約するものです。

番号9番から12番まで、賃借人が同一人で、農地中間管理事業を利用するため合意のもと解約するものです。番号9番から11番は、議案第54号の10番から12番に関わることから後ほど審議いただきます。番号12番は、次回審議いただく予定です。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局からの報告にご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議

長

質疑なしと認め質疑を終結いたします。

報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局からその内容の説明を願います。

事務局長

報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について。7ページです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は5件です。

番号1番から4番まで、所有者が異なる一団の農地で、湿田のため耕作に不便が生じていることから、盛土により湿田の解消を図るものです。

番号5番、湿田のため耕作に不便をきたすことから、盛土により湿田の解消を図る ものです。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの事務局からの報告にご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

質疑なしと認め質疑を終結いたします。

それでは、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。

発言しようとするときは挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号と氏名を宣言のうえ、ご発言を願います。なお、発言の際は、個人情報保護の観点から個人の特定につながる氏名、住所などの発言をしないよう願います。

また、自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件に該当する委員は、その 議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。

最後に、携帯電話につきまして、会議中は電源を切るかマナーモードにするようお 願いします。

【日程第1】

議長

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議 長

ご異議なしと認め、議事録署名人に7番、綱木秀治委員、8番、菊池久康委員、会議 書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。

次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局から願います。

農地係長

8ページ、9ページです。第181回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。

法第3条、今月計15件、218,101㎡。

利用集積、今月計61件、352,893㎡。

法第4条、申請ありませんでした。

法第5条、今月計2件、5,585㎡。

適用外、今月計1件、1,445㎡。

法第18条第6項、今月計12件、38,822㎡。

以上です。

【日程第2】

議 長

日程第2、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局から説明を願います。

農地係長

10ページから12ページになります。議案第52号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。

番号1番から4番、7番から11番、及び13番の10件につきまして、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借権の再設定です。期間はいずれも10年です。

番号5番及び6番、借受人は同一人であります。番号5番、6番ともにこれまでも 使用貸借しておりましたが、期間満了により再度貸し借りするものです。

番号12番、貸出人は労力不足のため貸し付けるものです。借受人は相手方の要請により借り受けるものです。

以上13件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の すべてを満たしているものと考えます。

ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●●地区担当推進委員、よろしくお願いいたします。

推進委員

はい、●●●担当の石直です。5番、6番に関して、●●、●●地区の県道沿いにある農地なのですけれども、今も使っているということで、特段問題ないということで報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。次に、●●地区担当推進委員、お願いします。

推進委員

●●地区推進委員の佐野です。12番の案件について報告いたします。14日に農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で、計6名で現地確認を行いました。きれいに耕作が行われている農地でありまして、若手に借りてほしいということで、問題ないと判断いたしました。

議 長

ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長

質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第52号は原案のと おり「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第3】

議 長

日程第3、議案第53号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。

農地係長

13ページです。議案第53号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。

番号1番、譲渡人は、労力不足のため売買により譲り渡すものです。譲受人は、譲渡人の要請により譲り受けるものです。

番号2番、譲渡人は、市外に居住し耕作できないことから贈与により譲り渡すものです。譲受人は、譲渡人の要請により譲り受けるものです。

以上2件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の すべてを満たしているものと考えます。 ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、よろしくお願いいたします。

推進委員

議 長

ご苦労様でした。次に●●地区担当推進委員、お願いします。

推進委員

●●地区担当の菊池です。12月14日、農業委員1名、推進委員1名、事務局2名で、贈与する土地を確認してきました。場所は、●●●●から後ろに300m付近の田です。現地は、完全に耕作管理されていて何の問題もありませんでした。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議長

質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第53号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第4】

議 長

日程第4、議案第54号、農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。

事務局次長

14ページから26ページです。議案第54号、農用地利用集積計画の決定についてです。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条 の改訂に基づき改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遠野市 長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は61件で、 新規が37件、更新が23件で、あっせん事業による所有権移転が1件です。なお、新規 の内29件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となっています。

番号1番から6番、更新です。

番号7番、新規で、契約期間3年の使用貸借権設定です。

番号8番、更新です。

番号9番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定で、集積計画一括方式による中間 管理権の設定です。以下、集積計画一括方式による中間管理権は記載のとおりです。

番号10番から12番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。

番号13番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。

番号14番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。

番号15番、16番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。

番号17番、更新です。

番号18番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号19番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。

番号20番、更新です。

番号21番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号22番、更新です。

番号23番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。

番号24番から30番、更新です。

番号31番、新規で、契約期間2年の使用貸借権設定です。

番号32番、更新です。

番号33番、あっせん事業による所有権移転です。売買価格及び所有権移転時期は議 案書に記載のとおりです。

番号34番、更新です。

番号35番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。

番号36番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。

番号37番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。

番号38番、39番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。

番号40番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。

番号41番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。

番号42番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。

番号43番から46番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。

番号47番、48番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。

番号49番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。

番号50番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。

番号51番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。

番号52番、53番、更新です。

番号54番から56番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。

番号57番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。

番号58番、更新です。

番号59番、新規で、契約期間3年の使用貸借権設定です。

番号60番、更新です。

番号61番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。番号19番について、質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。番号30番、32番について、質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

議 長| 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。

番号19番、30番、32番を除く58件について、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。議案第54号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。

【日程第5】

議 長 日程第5、議案第55号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。

農地係長 27ページです。議案第55号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意 見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請に ついて、意見の決定を求めるものです。

番号1番、太陽光発電施設の設置を目的とする転用です。申請人は大阪市に本社を置き、太陽光発電事業を主とする再生可能エネルギー発電事業を営む法人です。法人、個人向けに販売する電気を発電するため太陽光発電システムを設置しようとするものです。

申請地は、太陽光発電に必要な面積が確保できること、周辺農地に支障がないこと、地権者との合意が得られたことから適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地で、第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。

事業費については自己資金で実施するものであり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号2番、太陽光発電施設の設置を目的とする転用です。申請人は番号1番と同じ申請人となります。

申請地は、太陽光発電に必要な面積が確保できること、周辺農地に支障がないこと、 地権者との合意が得られたことから適地として選定したものです。申請地は保全管理 されている田で、第1種、第3種に該当しないその他第2種農地でありますが、周辺 の土地で比較検討した結果申請地以外に事業を実施できる土地はないことから、第2 種農地の許可要件の代替性に該当し許可できるものと判断しました。

事業費については自己資金で実施するものであり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

なお、申請面積が3,000㎡以上となっておりますが、これにつきましては、フェンスで囲まれた部分が3000㎡未満であり、市再エネ条例では3,000㎡以上は市長の許可が必要ということになっておりますが、フェンスで囲まれたパネルの設置部分は3,000㎡以

下ということで市の再エネ条例に基づく許可は不要という案件になっております。 以上2件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと 判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。

ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に、●●地区担当推進委員、お願いします。

推 進 委 員 ■●地区担当推進委員の菊池です。12月14日、農業委員1名、推進委員2名、事務 局2名で現地確認を行いました。場所は●●●のすぐそばです。確認した結果、何 も問題ないと判断いたしました。

議長」ご苦労様でした。次に、●●地区担当推進委員、よろしくお願いします。

推 進 委 員 12月14日、現地確認をしました。事務局2名、農業委員1名、推進委員2名で現地 を確認しました。何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第55号は原案のと おり「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第6】

議 長 日程第6、議案第56号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、上 程いたします。事務局に説明を願います。

農地係長 28ページです。議案第56号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。番号1番、事業継承と事業計画変更になります。事業者は、自己住宅建築のため平成11年10月8日付けで転用許可を受けましたが、転用許可後に基礎工事部分の建築計画の変更により建築費が増額となりましたが、新たな資金調達は困難であったため、建築面積を縮小した結果、自己所有地内に建物が収まったため、許可を受けた土地には建築しなかったものです。今回、息子である承継者から使用貸借により自己住宅を建築したいとの希望があったことから、事業承継と事業計画の変更をするものです。

以上1件について、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長| 説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

17番委員 はい。

議 長 17番、河内委員。

17番委員

今の説明ですと、事業承継と事業転用を平行して行うということでよろしいですか。

農地係長

お答えいたします。まず、事業者、これは息子さんに事業を承継します。事業計画につきましては、事業者が受けた事業計画、一般個人住宅という内容は同じなのですが、転用面積と計画に変更が出ておりますのでその計画も変更するというもので、事業を承継し、さらに事業者が許可を受けた内容、転用事業を変更して行うという2つの内容となっております。説明は以上です。

議 長 17番、河内委員、よろしいですか。

17番委員 はい。一般事業だという確認が取れたのでそれで結構です。

議 長 その他、質疑等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第56号は原案のと おり「可」とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第7】

議 長 日程第7、議案第57号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、上程い たします。事務局から説明を願います。

農地係長

29ページです。議案第57号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。 農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定 を求めるものです。

番号1番、申請人の亡父が昭和52年ごろに申請地の隣地を工場用地として貸し出した際に、工場所有者が無断で申請地を使用しコンクリート敷きとしました。以来、この状態のまま現在にいたってしまったものです。今回、土地の売却を検討しており、土地を確認したところ、農地であることが判明したものです。当時、申請人の亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。

以上1件につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果 の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、よろしくお願いいたします。

推進委員 ●●地区の佐藤です。事務局2名と農業委員1名、農地最適化推進委員2名で、現

| 地を確認しました。何ら問題ないと判断いたしました。

議 長 ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第57号は原案のと おり「可」とすることにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 「ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり「可」と決しました。

【日程第8】

議 長 日程第8、議案第58号、非農地判断に対する可否決定について、上程いたします。 東致导から説明な際います。

事務局から説明を願います。

事務局次長 30ページから44ページです。議案第58号、非農地判断に対する可否決定についてです。令和5年度農地パトロール(利用状況調査)において非農地(区分5)と判定した土地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない農地(非農地)であると判断することについて可否の決定を求めるものです。

今年度の農地パトロール等で確認状況としてとりまとめたもので、番号1番から160番について原野と山林にそれぞれ非農地判断するものです。番号1番から3番は遠野地区、番号4番から17番は綾織地区、番号18番から43番は小友地区、番号44番から58番は附馬牛地区、番号59番から61番は松崎地区、番号62番から92番は土淵地区、番号93番と94番は青笹地区、番号95番から101番は上郷地区、番号102番から127番は宮守地区、番号128番から138番は達曽部地区、番号139番から160番は鱒沢地区となります。昨年と比較して11件増加しています。

第181回総会、議案第58号、参考資料と記載しております資料をご覧ください。中段 赤枠の区分5判断地目で、議案に係る原野の合計は87筆、154,471.11㎡で、山林の合 計は73筆、168,032.00㎡、総計で160筆、322,503.11㎡。昨年と比較して33,958.25㎡増 加しています。

参考2の表については、利用意向調査を行った区分1、2の結果となります。詳細は、議案書に記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。番号40番、42番、43番について質疑等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。番号101番について質疑等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長| 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。

番号40番、42番、43番、101番を除く156件について質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。議案第58号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり「可」と決しました。

暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。

【その他】

議 長 それでは、その他に入ります。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 それでは、事務局からありませんか。

事務局次長 はい。この後、第5回検討会が午後3時からありますので、会場準備等ご協力の程 よろしくお願いいたします。以上です。

【閉会】

議 長 それでは、以上をもちまして、第181回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご 苦労様でした。

午後2時30分閉会

署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。
令和 5 年12月25日
遠 野 市 農 業 委 員 7番
同 8番
遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長
退 野 巾 晨 兼 安 貝 会 会 长